

維持管理情報

横瀬工場2号キルン

1 / 2

施設の操業状況に関する情報		2023年											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ト)	(1) 測定位置	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(℃)	840	830	820	850	850	850	850	840	860	840	800	860
集塵器に流入する燃焼ガス温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 リ)	(1) 測定位置	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(℃)	103	98	110	109	104	118	103	100	100	94	102	100
煙突から排出されるCO濃度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ヲ)	(1) 測定位置	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(%)	0.05	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.02	0.03
焼成炉中の温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ツ)	(1) 測定位置	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(℃)	1260	1320	1210	1290	1290	1210	1240	1170	1190	1400	1190	1190
排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ス)		連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し
ダイオキシン類濃度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ル) 廃掃法規定 0.1ng-TEQ/m ³ N以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥			⑥	⑥		⑥			⑥
	(2) 排ガスの採取年月日	4月4日		6月8日			9月28日	10月5日		12月7日			3月8日
	(3) 測定結果を得た年月日	4月20日		6月29日			10月17日	11月2日		1月16日			4月15日
	(4) 測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	0.0070		0.026			0.021	0.096		0.0024			0.021
ばい煙 (廃掃法施行規則 第4条の5の2及び 第12条の7の2 カ)	硫酸酸化物	(1) 排ガスの採取位置	⑥	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
		(2) 排ガスの採取年月日	4月4日	6月8日		8月3日		10月5日		12月7日		2月9日	
		(3) 測定結果を得た年月日	4月20日	6月29日		9月15日		10月24日		1月16日		3月5日	
		(4) 測定結果(ppm)	0.6未満	0.6未満		0.6未満		0.6未満		0.6未満		0.5未満	
	ばいじん 大防法規定 100mg/m ³ N以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
		(2) 排ガスの採取年月日	4月4日	6月8日		8月3日		10月5日		12月7日		2月9日	
		(3) 測定結果を得た年月日	4月20日	6月29日		9月15日		10月24日		1月16日		3月5日	
		(4) 測定結果(mg/m ³ N)	3未満	2		3未満		4未満		3未満		2未満	
	塩化水素 廃掃法規定 700mg/m ³ N以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
		(2) 排ガスの採取年月日	4月4日	6月8日		8月3日		10月5日		12月7日		2月9日	
		(3) 測定結果を得た年月日	4月20日	6月29日		9月15日		10月24日		1月16日		3月5日	
		(4) 測定結果(mg/m ³ N)	1.5未満	1.6未満		3.6		1.6未満		1.7未満		1.4未満	
	窒素酸化物 大防法規定 480ppm以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
		(2) 排ガスの採取年月日	4月4日	6月8日		8月3日		10月5日		12月7日		2月9日	
		(3) 測定結果を得た年月日	4月20日	6月29日		9月15日		10月24日		1月16日		3月5日	
		(4) 測定結果(ppm)	52	62		17		80		100		91	

補足(セメントの製造工程の例と測定位置に関する説明)

2/2

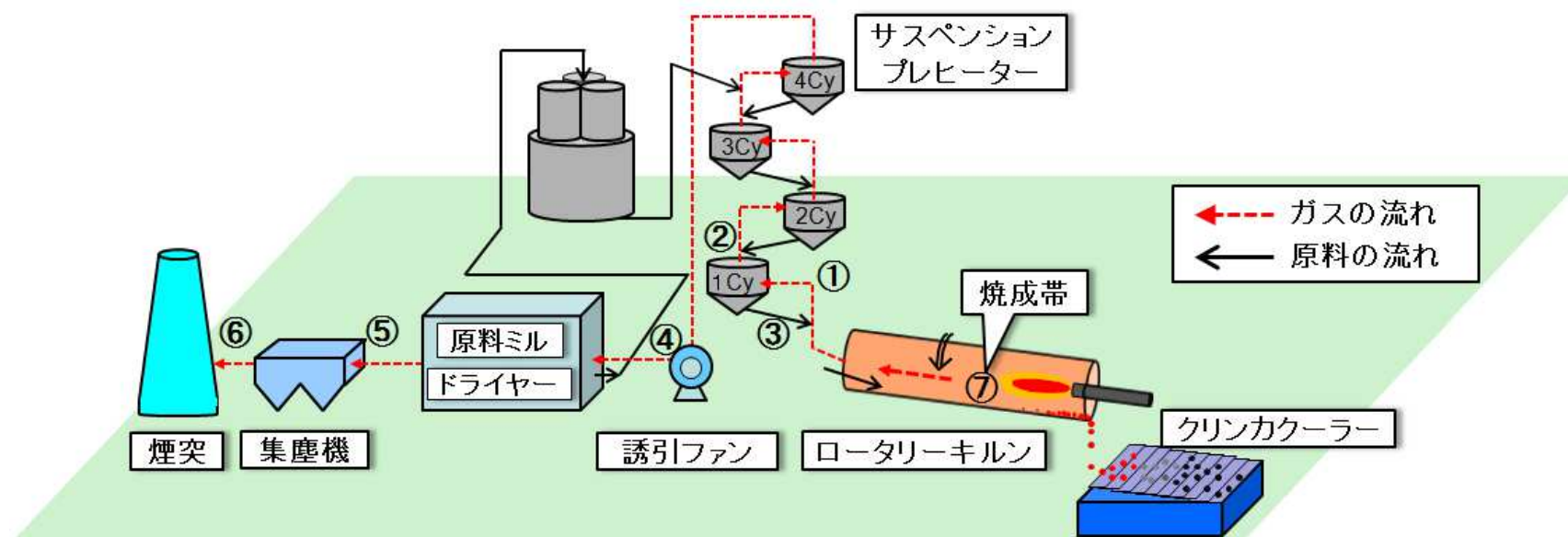


図 セメント製造工程の概略図

- 1) 燃焼室(ロータリーキルン)中の燃焼ガス温度は①, ②または③の温度のうちの一つとしている。
- 2) 集塵機に流入するガス温度は⑤の温度を云う。
- 3) 一酸化炭素(CO)濃度は, ④または⑤または⑥のCO濃度のうちの一つとしている^{*1}。なお, ④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
- 4) 焼成炉中の温度は⑦の温度を云う^{*2}。
- 5) ばい煙やダイオキシン類を測定している場所は⑥である。

※1 セメント製造の用に供する焼成炉は、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素(CO)の濃度を用いることが適当でない特定の種類の焼却施設として環境大臣により定められている(環対第441・環産第460)。この代わりに、3カ月に1回以上の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定・記録が義務付けられている(廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ル)。

※2 炉内にはクリンカ粒が多量に浮遊していることから、温度の実測が困難であり、実温度よりも100～200℃低い値となる場合がある。しかし、製品の性状に問題は無く、また、焼成炉中の温度1000℃以上を確実に立証している。